# 「播磨町電気自動車普及促進事業」 公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 業務の目的

播磨町では、「播磨町環境基本計画」に基づき、脱炭素社会の実現に向けて取り組みを進めている。本業務は、脱炭素社会実現に向けた取り組みの一つとして、電気自動車の充電インフラの整備及び電気自動車公用車の購入を行うことで、住民・事業者における電気自動車の普及促進に資することを目的とするものである。

この要領は、本業務の受託事業者を選定するにあたり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

#### 2. 業務概要

(1)業務名 播磨町電気自動車普及促進事業

(2)業務内容 別紙「播磨町電気自動車普及促進事業仕様書」のとおり

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和6年5月31日まで

(4) 提案限度額 13,904,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(当事業は、企業版ふるさと納税の寄付金により実施する事業であることから、提案額は10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以上とする。)

#### 3. 受託者選定方式

企画提案の公募型プロポーザル方式

#### 4. 受託者選定方法

- (1) 1次審査 企画提案書の書類審査
- (2) 2次審査 1次審査入選者のプレゼンテーション及び選定委員の質疑・採点 (プレゼンテーション20分、質疑応答15分程度を予定)

#### 5.参加資格

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務 への参加表明前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (5) 町契約からの暴力団排除に関する要綱(平成24年要綱第45号)に規定する暴力団等でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (7) 充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び播磨町の指示に柔

軟に対応できること。

## 6. プロポーザル実施手順

内容	期間等	
実施要領の公表	令和6年1月22日(月) ※播磨町公式ホームページ上で公開	
質疑受付期限	今和6年1月29日(月)16時まで	
質疑回答日	日 令和6年2月2日(金)	
企画提案書等の提出期限	令和6年2月9日(金)	
1次審查	令和6年2月中旬予定	
1次審査結果通知	審査を実施したすべての事業者に対して通知。	
2 次審査 (プレゼンテーション)	令和6年2月下旬予定	
2次審查結果通知	選定委員会終了後1週間以内に、審査を実施したすべての事業者に対して通知。	

#### 7. 企画提案に係る質疑について

(1) 実施要領もしくは仕様書に関する質疑がある場合は、質疑書に基づき、電子メールで送信すること。(sangyo@town.harima.lg.jp)

なお、メールの件名については、[播磨町電気自動車普及促進事業質疑(事業者名)] と記載すること。

※なお、メール件名がこれ以外の場合は、迷惑メールとして開封せず削除する場合があるので注意すること。この場合における不利益は事業者の責任とする。

- (2) 質疑受付期限 1月29日(月)16時までとする。
- (3) 質疑への回答については、2月2日(金)に播磨町ホームページに掲載する。

#### 8. 企画提案書等の作成要領

- (1)提出する書類の規格は、A4判縦長(A3判は横折込)サイズとし、下記の【提出書類】①から⑦の順で編纂したものを1つのファイルにまとめ提出すること。
- (2) 企画提案書は、1社1案とし、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など、 提案趣旨を明確に示し、まとめること。 (提示を求められていない資料を添付する など過大とならないように留意すること。)
- (3)「播磨町電気自動車普及促進事業仕様書」の業務内容を踏まえること。

#### 【提出書類】 (①~⑧の順に編纂)

- ① 提案参加申込書(様式第1号)
- ② 会社概要(様式任意:1枚)以下の項目は必ず記載すること。
  - 事業者名 ・本社所在地 ・技術者数 ・業務内容

- ③ 過去(平成30年度~令和5年度)の同種同様業務の業務実績調書(様式第2号) ※全て記載し、直近の5件以内実績については、契約書の写しを添付すること。
- ④ 業務の実施体制 (様式第3号)
- ⑤ 配置予定者調書(様式第4-1号、4-2号)
- ⑥ 企画提案書(様式任意)
- ⑦ 見積書及び内訳書(様式任意)※封緘した状態で提出すること。
- ⑧ 直近1年間分の納税証明書の写し(法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類)

## 9. 企画提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 2月9日(金) 17時まで
- (2) 提出部数 7部 (ただし、正本1部、副本6部) ※様式第1号に押印する契約権限受任者印については、正本1部に押印し、副本 6部は複写でよい。
- (3)提出方法 持参(土日祝日及び時間外は受け付けない。)又は郵送による。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

#### 10. 企画提案の選定予定日等

(1) 1次審査:提出書類(企画提案書等)の内容により上位4者以内を選定する。

日 時:2月中旬予定

※1次審査の結果については、審査を実施したすべての事業者に対して「提案参加申込書(様式第1号)」に記載された【本件業務に係る担当者連絡先】E-mailアドレスへメールにより通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

- (2) 2次審査:1次審査の入選者によるプレゼンテーションによる審査とする。
  - 日 時:2月下旬予定
    - ※日時・場所等の詳細については別途連絡する。
      - ・企画提案書等に沿って提案事項について説明すること。
      - ・配置予定の主任技術者及び主たる担当者を同席させること。
      - ・持ち時間は35分(プレゼンテーション20分、質疑応答15分程度)とする。
      - ・参加者は3名以内とする。
      - ・説明に当たりパワーポイントの使用を認める。必要な機材は提案者が用意すること。 (スクリーン及び電源は町で用意する。)
      - ・企画提案書等に沿って提案事項について説明すること。(追加資料の提出は認めない。)

#### 11. 審査方法及び審査項目

播磨町職員による選定委員会を設置し、選定委員それぞれが下記により採点し、集計したものを得点とする。

1次審査は下記の審査項目1から3までの合計得点の上位4者以内を入選者とし、 2次審査は1次審査の結果に審査項目4の審査結果を加えた合計得点が最上位の者を 優先交渉権者とする。 合計得点が同点の場合は、くじ引きにより優先交渉権者を選定する。なお、全選定 委員の評価点合計が満点の6割に満たない場合は失格とする。

参加事業者が1者の場合においては、審査項目番号3の見積額の評価点を総合点から除いた点数を満点とし、総合得点が満点の6割に満たない場合は失格とする。

審査項目	内容	配点	区分
1. 業務の実績・ 実施体制	・過去(平成30年度~令和5年度)に本業務と同種 同様の業務実績等、これまでの業務の裏付けがある か。 ・提案した業務内容を確実に遂行できる能力や組織体 制を有していると認められるか。	10	
2. 業務遂行能力	<ul><li>・スケジュール通りに事業を遂行するため、具体的な工程が示されているか。</li><li>・事業の遅延防止及び対応策が提案されているか。</li><li>・事業実施中に発生するリスクに対応できる提案であるか。</li><li>・施工に伴う安全管理体制が具体的かつ実効的であるか。</li></ul>	30	1次審查
3. 見積金額	・見積金額は見積限度額の範囲内であって、業務履行 に支障が生じるおそれのない適正な価格提示がなさ れているか。	20	
4. 企画提案内容	<ul> <li>・発注者の意図を踏まえた機器等が選定されているか。</li> <li>・建物や既存の系統・配管等に損傷を与えない施工方法となるよう工夫されているか。</li> <li>・設備に故障や異常が生じた場合、ほかの電気系統に波及しない設計となっているか。</li> <li>・各種業務工程における事業者独自の効率的な知見を有しているか。</li> <li>・住民及び職員が利用しやすいレイアウトとなっているか。</li> <li>・維持管理が容易になるような工夫がなされているか。</li> <li>・企画提案内容、プレゼン内容等に対する質問に対し、簡潔に納得できる回答ができているか。</li> <li>・その他優れた提案はあるか。</li> </ul>	40	2次審查
合計		100	

### 12. 2次審査結果の通知

- (1) 企画提案のプレゼンテーション実施後、1週間以内に文書で通知する。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 13. 企画提案に要する経費等

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。

## 14. 契約保証金

契約の締結にあたっては、契約金額の10分の1以上の額の契約の保証金を必要とする。

## 15. 提出先・問い合わせ先

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町住民協働部産業環境課環境係 担当 照喜名·佐伯

TEL 079-435-2721 (直通)

FAX 079-435-1169

Eメール: sangyo@town. harima. lg. jp